

指定道路取扱基準改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
指 定 道 路 取 扱 基 準	指 定 道 路 取 扱 基 準
制定 23 都市建企第 484 号 平成 23 年 8 月 23 日 改正 <u>30 都市建企第 1379 号</u> 平成 31 年 3 月 29 日	制定 23 都市建企第 484 号 平成 23 年 8 月 23 日 改正 <u>30 都市建企第 652 号</u> 平成 30 年 10 月 3 日
第 1 章 総 則 (現行のとおり)	第 1 章 総 則 (略)
第 2 章 四 号 道 路 (現行のとおり)	第 2 章 四 号 道 路 (略)
第 3 章 五 号 道 路	第 3 章 五 号 道 路
第 1 五号道路の位置の指定又は指定の変更の基準 (現行のとおり)	第 1 五号道路の位置の指定又は指定の変更の基準 (略)
第 2 位置の指定等の申請	第 2 位置の指定等の申請
1 申請書の記載方法 (現行のとおり)	1 申請書の記載方法 (略)
2 細則第 9 号様式の記載方法 細則第 9 号様式は、以下の点に留意して記載する。	2 細則第 9 号様式の記載方法 細則第 9 号様式は、以下の点に留意して記載する。
(1) 「道路に係る土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書(細則第 8 号様式)に記入した事項と同じものを記入する。	(1) 「道路となる土地の地名地番・幅員・延長」は、申請書(細則第 8 号様式)に記入した事項と同じものを記入する。
(2) から(5) (現行のとおり)	(2) から(5)まで (略)
(6) 承諾書	(6) 承諾書
ア (現行のとおり)	ア (略)
イ 関係権利者等全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路 (位置)の指定・指定の変更・指定の取消しを承諾いたします。」 の欄の日付として記入する。	イ 関係権利者等全員の承諾を得た日付を「この図面のとおり道路 位置の指定(変更、取消し)を承諾いたします。」の欄の日付と して記入する。
ウからオまで (現行のとおり)	ウからオまで (略)

改正後	改正前
<p>(7)から(9)まで (現行のとおり) 3から6まで (現行のとおり)</p>	<p>(7)から(9)まで (略) 3から6まで (略)</p>
<p>第3 道路の位置の指定等の効力の発生 (現行のとおり)</p>	<p>第3 道路の位置の指定等の効力の発生 (略)</p>
<p>第4章 二項道路</p>	<p>第4章 二項道路</p>
<p>第1 二項道路の指定等の基準 1 (現行のとおり)</p>	<p>第1 二項道路の指定等の基準 1 (略)</p>
<p>2 二項道路の指定の変更又は取消しは、従前の二項道路に接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第43条第1項の規定及び同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触するに至らないときに行う。</p>	<p>2 二項道路の指定の変更又は取消しは、<u>以下のいずれかに該当する場合で、従前の二項道路に接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第43条の規定に抵触するに至らないときに行う。</u></p>
<p>なお、幅員は、昭和30年東京都告示第699号に基づき指定を受けた部分とする。変更する場合の延長は原則として交差点間単位とするが、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないときは、交差点から交差点以外の点までの区間とすることができる。</p>	<p>なお、幅員は、昭和30年東京都告示第699号に基づき指定を受けた部分とする。変更する場合の延長は原則として交差点間単位とするが、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないときは、交差点から交差点以外の点までの区間とすることができる。</p>
	<p>(1) <u>二項道路を含む区域において都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為、第65条第1項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道路の形態がなくなっているとき(当該指定道路が都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。)</u></p> <p>(2) 基準時に存在した道を含んで法第42条第1項第1号に規定する</p>

改正後	改正前
<p>第2 指定等の申請</p> <p>1 申請書の記載方法等            法第42条第2項の規定による道路の指定等は細則第16条第3項に規定する必要書類を添付して申請する。  <u>(1) 申請は共同であることができる。</u></p> <p>(2)から(5)まで (現行のとおり)</p> <p>2から3 (現行のとおり)</p> <p>4 その他知事が必要と認める書類            (1) 公図写し            アからウ (現行のとおり)</p> <p><u>(2) 承諾書</u>  <u>ア 承諾を必要とする範囲</u>  <u>承諾を必要とする範囲は、(ア)及び(イ)とする。</u>  <u>(ア) 道路の指定等をする道路に係るみなし境界線（法第42条第2項においてその道路の境界線とみなす線をいう。）間の土地の所有権又は対抗要件を備えた借地権を有する者、その土地にある建築物の所有権を有する者及び管理者。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、土地の所有権、登記された借地権を有する者及び管理者。</u>  <u>(a) 二項道路を含む区域において都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為、第65条第1項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業</u></p>	<p><u>道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないとき</u></p> <p>第2 指定等の申請</p> <p>1 申請書の記載方法等            法第42条第2項の規定による道路の指定等は細則第16条第3項に規定する必要書類を添付して申請する。  <u>(1) 「申請者」は、道路の指定等をする道路に係るみなし境界線（法第42条第2項においてその道路の境界線とみなす線をいう。）間の土地の所有権、地上権又は借地権を有する者及び管理者全員の連名による。</u>            (2)から(5)まで (略)</p> <p>2から3 (略)</p> <p>4 その他知事が必要と認める書類  <u>(1) 公図写し</u>            アからウ (略)            (新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>に関する法律（昭和39年法律第160号）による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道路の形態がなくなっているとき（当該指定道路が都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。）</u></p> <p><u>(b) 基準時に存在した道を含んで法第42条第1項第1号に規定する道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないとき</u></p> <p><u>(イ) 道路の指定等をする道路に係るみなし境界線（法第42条第2項においてその道路の境界線とみなす線をいう。）間の土地に沿接する土地及びその土地にある建築物に関して所有権を有する者。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(a) (ア) (a) 又は (b) 該当する場合。</u></p> <p><u>(b) 権利者の承諾が得られない合理的な理由があり、真にやむを得ない場合。</u></p> <p><u>イ 承諾についての一般事項</u></p> <p><u>(ア) 公有地についてはその管理者の承諾とする。</u></p> <p><u>(イ) 申請する道路が道路法による道路に係る場合は、道路管理者の承諾を要する。この場合は道路法による道路である証明を要する。</u></p> <p><u>(ウ) 権利者が未成年の場合は、親権者の承諾を要する。</u></p> <p><u>(エ) 申請後に道路の位置を訂正する場合は、その部分の権利者の訂正印を要する。</u></p> <p><u>(3) 登記事項証明書</u></p> <p>ア <u>承諾を要する土地、建物全ての登記事項証明書を添付する。</u></p> <p>イ <u>登記事項証明書は、最新のものとする。</u></p> <p><u>(4) 基準時の立ち並び状況を示す資料</u></p>	<p><u>(2) 登記事項証明書</u></p> <p>ア <u>みなし境界線間にある土地の登記事項証明書を添付する。</u></p> <p>イ <u>登記事項証明書は、最新のものとする。</u></p> <p><u>(3) 基準時の立ち並び状況を示す資料</u></p>

改正後	改正前
<p>指定又は変更を求める場合には、基準時の航空写真、古地図、測量図、建築確認関係図書など告示の基準に適合することを証明する図書を添付する。</p> <p><u>(5) 法第 43 条第 1 項の規定及び同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触しないことを証する資料</u>  変更又は取消しを求める場合には、現況測量図、建築確認関係図書など法第 43 条第 1 項の規定及び同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触しないことを証する図書を添付する。</p> <p><u>(6) 道路査定図</u>  二項道路が道路法による道路に係る場合は、当該道路の基準時又は申請時の道路査定図</p> <p><u>(7) その他指定等に必要な書類</u></p> <p>5 その他の添付書類</p> <p>(1) 印鑑登録証明書  アからイ (現行のとおり)  <u>ウ 承諾者の印鑑登録証明書を添付する。</u>  <u>エ 承諾者の印鑑登録証明書は、承諾日の前後 3 か月以内に発行されたものとする。</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>第 3 指定の変更又は取消しの協議 (現行のとおり)</p> <p>第 4 道路の指定等の効力の発生</p> <p>1 細則第 16 条第 3 項に規定する申請による道路の指定の変更又は取消しは、接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第 43 条第 1 項の規定及び同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触するに至らないことを確認した上で行う。</p> <p>2 細則第 18 条第 3 項に規定する協議による道路の指定の変更又は取消しは、次のことを確認した上で協議の成立とする。ただし、協議の根拠となった事業が取消し又は廃止等になった場合は、協議の成立は将来に向かって効力を失う。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>	<p>指定又は変更を求める場合には、基準時の航空写真、古地図、測量図、建築確認関係図書など告示の基準に適合することを証明する図書を添付する。</p> <p><u>(4) 法第 43 条に抵触しないことを証する資料</u>  変更又は取消しを求める場合には、現況測量図、建築確認関係図書など法第 43 条に抵触しないことを証する図書を添付する。</p> <p><u>(5) 道路査定図</u>  二項道路が公道に係る場合は、当該公道の基準時又は申請時の道路査定図</p> <p><u>(6) その他指定等に必要な書類</u></p> <p>5 その他の添付書類</p> <p>(1) 印鑑登録証明書  アからイ (略)  (新設)  (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 3 指定の変更又は取消しの協議 (略)</p> <p>第 4 道路の指定等の効力の発生</p> <p>1 細則第 16 条第 3 項に規定する申請による道路の指定の変更又は取消しは、接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第 43 条の規定に抵触するに至らないことを確認した上で行う。</p> <p>2 細則第 18 条第 3 項に規定する協議による道路の指定の変更又は取消しは、次のことを確認した上で協議の成立とする。ただし、協議の根拠となった事業が取消し又は廃止等になった場合は、協議の成立は将来に向かって効力を失う。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第 43 条第 1 項の規定及び同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触するに至らないこと。</p> <p>第 5 章 職権による指定の取消し (現行のとおり)</p> <p>第 6 章 その他 (現行のとおり)</p> <p>附 則 この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>【図 面】 (現行のとおり)</p>	<p>(2) 接する建築物の敷地が当該指定の変更又は取消しにより法第 43 条の規定に抵触するに至らないこと。</p> <p>第 5 章 職権による指定の取消し (略)</p> <p>第 6 章 その他 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【図 面】 (略)</p>